

青森県報

号外第五十六号

令和元年
十月十五日
(火曜日)

目 次

規 則

○青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(農村整備課) ……

規 則

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則(昭和三十六年十二月青森県規則第百三号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次の一条を加える。

(ため池等整備事業のうち規則で定めるもの)

第三条 条例別表第八号に規定する規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 ため池の堤高が十メートル未満の事業
- 二 ため池の貯水量が五万立方メートル未満の事業

三 ため池の決壊により生ずることが想定される被害の額が五千万円未満の事業

四 ため池の決壊により関係市町村の住民の生命の危険を生ずることが予測されない事業

附則第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第二号様式中「(第4条)」を「(第5条)」に、「(第4条第一項)」を「(第5条第一項)」に改める。

第三号様式中「(第4条)」を「(第5条)」に、「(第4条)」を「(第5条)」に、「(第4条第二項)」を「(第5条第二項)」に改める。

第四号様式中「(第5条)」を「(第6条)」に、「(第5条第一項)」を「(第6条第一項)」に改める。

第五号様式中「(第5条)」を「(第6条)」に、「(第5条第二項)」を「(第6条第二項)」に改める。

第六号様式中「(第6条)」を「(第7条)」に改め、同様式のその一中「(第6条第四項)」を「(第7条第四項)」に改め、同様式のその二中「(第6条第四項の規定により通知します)」を「(第7条第四項の規定により通知します)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭